宅購入の資金等として財産をもらっ の相続人が財産をもらった場合、 分することを認めています。 となるかですが、 た場合などが特別受益となります。 次に、特別受益がある場合に遺産 のために財産をもらった場合、 取り分をどのように計算するかに どのような場合に特別受益 特別受益分を遺産に 遺言によって一部 住 婚

とになります。

遺産に援助を加えて

実際の配分の際に援助分を差し引く

2理解してもらえればと思います。

上が特別受益の制度です。

寄与分について説明します。

受けていない子供が全て受け継ぐこ

ていた100万円の財産は、

、援助を

となります。

親が亡くなった際、

、残っ

特別

ます。 今回 は、

は法律 はないかと思います。 ていない子供は不公平だと思うので を受け継ぐことにすると援助を受け と援助を受けない子供が、 から援助を受けることがあると思 援助を考慮に入れて、 パえば、 ŧ 平等に亡くなった際の遺産 その後、 もっともなことだと認 子供が家を購入する際に、 援助を受けた子供 親が亡くなって、 これについ 援助を考 遺産を配 8 って

特別受益について説明 加えて、

ている相続人が既に受け取っている 0 とし す。 それぞれの取り分は、 が特別受益と認められると、この1 円の援助を受けた子供と全く援助を 分をこの100万円から差し引きま なります。 れを相続分に従って分けると、 とで遺産を200万円だと考え、 100万円に加えます。 そうするこ 受けていない子供がいて、 方法になります。 なった際の遺産の額が100万円だ (100万円)を差し引くとゼ (100万円) 特別受益を加えて計算した取 します。 万円を親が亡くなった際の遺 取 そして、 子供の1人が受けた援助 り分を計算し直 から援助を受けた 例えば、 特別受益を受け 100万円と 1 すとい 0 子供



大橋 征平 弁護士 総務課 主幹 (所属:福島県弁護士会)

は お済みですか?

宅地・建物・借地権 第4回

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリー ズ化して解説しますので、ご一読ください。第4回は請求が済んでいない 方向けの「宅地・建物・借地権」です。

宅地・建物・借地権の賠償は、浪江町から届い た固定資産税課税台帳を東京電力へ提出後にス タートし、賠償対象資産を確認する「請求書①」 と、賠償金額の算定方法を選択する「請求書②」 の 2 段階の請求になります。所有している建物 が未登記・未課税でも請求することができますの で、以下の請求の流れをご覧ください。

〈所有している建物が未登記・未課税の場合〉

(1) 東京電力へご連絡いただき未登記・未課税の 建物があることをお伝えください。請求書① が送られてきます。既にお手元に請求書①が ある場合は、そちらをお使いください。

請求書②まで請求を進めている場合や、既に他 の資産で賠償済みでも、未登記・未課税の建物 があることにお気付きになった場合は、追加で請 求できますので、東京電力へご連絡ください。

(2) 請求書①中の「D3 追加でご記入いただく建 物の情報」へ当該建物の情報をできる限り

- 記入し、東京電力へご返送ください(建物請 負契約書がある場合にはご提出ください)。
- (3) 請求書②が送られてきますので、内容をご確 認いただき「現地評価を希望する」として、 東京電力へご返送ください(建物請負契約 書を提出された場合は、「個別評価」または 「現地評価」を選択することになります)。
- (4) 東京電力が当該建物を現地評価で確認しま す。評価は請求者等の立会いが必要です。 建物の底地の所有者が他者の場合等は、「借地 権の記載のある賃貸借契約書」または「建物、 構築物、庭木の所有に関する確認書」等の提出 が必要になります。
- (5) 東京電力より現地評価によって算定された 賠償金額の記載された合意書が送付されます。

東京電力連絡先

土地・建物・家財について 10120 (926) 596 受付時間:9時から19時(月~金曜日、祝日を除く) 9時から17時(土・日曜日、祝日)

問 総合窓口課 賠償支援係 II 0243 (62) 1105

(20)広報なみえ 2017.7.1